

Ⅱ－１ 基本目標の評価(5年間の総合評価)

基本目標1: 男女平等意識が浸透した社会を目指します

審議会意見

固定的性別役割分担意識を解消し、多様な生き方を選択でき、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、「男女共同参画推進センター・アミカス」や「区役所」「市民センター」「公民館」等において、広く市民を対象とした男女共同参画に関する意識啓発のための講座・講演会の実施、学習機会の提供などの広報・啓発が行われた。

また、男女平等意識が浸透した社会を目指し、学校教育において、男女平等教育副読本の活用や男女混合名簿の採用を進めるとともに、新たに中学生向け出前セミナーを実施するなど、男女平等意識を高める取組が進められた。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭を守るべき」という固定的な性別役割分担に否定的な考えの人の割合は63.6%と少しずつ増えているものの、賛成する人が33.6%と固定的性別役割分担意識は未だ根強く残っている状況である。

固定的性別役割分担意識を解消するため、男性や次世代を担う子ども、若年層等に対する啓発を積極的に行うとともに、国際社会と比較した日本の現状や世界の動向に関する情報提供に努めるなど、あらゆる人が男女共同参画の必要性を共感できるよう、粘り強く取り組んでいく必要がある。

基本目標2: 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重される社会を目指します

審議会意見

配偶者暴力相談支援センター・区保健福祉センター・アミカス等の関係機関が連携し、配偶者等からの暴力などあらゆる暴力の根絶に関する意識啓発や施策を行うとともに、相談員のスキル向上に努めることで、DV被害者への相談・支援の充実が図られた。

また、DV被害者の子どもについては、DV相談機関と区子育て支援課・こども総合相談センターが連携して支援が行われた。

今後はさらに、相談が多い30代から50代を含めたあらゆる世代に対して、DV被害が深刻化する前に相談できるよう、意識啓発や相談窓口の周知を強化する必要がある。

一方で、DV被害者の状況は年々多様化しており、被害者一人ひとりの立場に立った切れ目のない支援を行うためにも、連携体制のさらなる充実に取り組むべきである。

また、デートDVの防止など若年層への教育については、市立高校に限らず、小学校・中学校へ普及対象を拡大し、子どもの発達段階に応じた人権教育を進める必要がある。

さらに、セクシュアル・ハラスメント及び性犯罪の防止のための啓発や被害者支援を進める必要がある。

また、生涯を通じた健康の保持増進のため、市民の健康づくり支援に取り組む必要がある。

基本目標3： 男女が共に仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します

審議会意見

男女が共に、人生の各段階に応じて豊かに生きるためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が重要であり、企業向け出前型セミナーや講演会、社会貢献優良企業優遇制度「次世代育成・男女共同参画支援事業」の実施等により、企業におけるワーク・ライフ・バランスの普及・促進に向けた取組を行うとともに、より多様な働き方の提案としてテレワーク（在宅勤務）の普及啓発や導入を希望する企業への支援が行われた。

さらに、平成26年4月より、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業を市民局に集約し、効果的に実施できる体制が整えられた。

待機児童の解消に向けた保育所の整備により平成26年4月1日時点での待機児童解消が実現されたが、平成28年4月1日時点での待機児童は73人、未入所児童は約1,600人となっている。また、延長保育や病児保育など多様な保育サービスの充実、介護サービスの充実などに努められた。

さらに、児童虐待防止については、相談体制の充実、関係機関とのネットワーク強化など、虐待の未然防止や早期発見、再発防止の取組が行われた。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、男性の育児休業取得や長時間労働の見直しなど、一人ひとりの働き方を変えることが必要であり、経済団体等との連携により企業への働きかけや市民への普及啓発を進める必要がある。

また、誰もが安心して仕事と育児や介護を両立できる環境を整備するため、今後も引き続き、保育所の整備や保育サービスの充実、介護サービスの充実などに取り組むとともに、ひとり親家庭の自立支援に取り組む必要がある。

基本目標4： 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します

審議会意見

あらゆる分野での政策・方針決定過程への女性の参画を促進するため、基本計画で市の審議会等への女性の参画率について、「平成27年度までに35%」の数値目標を設定し、女性の参画促進のための取組が行われた。

しかしながら、市の審議会等への女性の参画率は平成28年6月1日現在32.7%と、上昇傾向にあるものの目標達成には至っておらず、女性委員のいない審議会等も解消されていない状況である。

改選時の事前協議を徹底するとともに、市長がリーダーシップを発揮し、審議会等委員への女性の参画促進に向けた実効性ある取組を進める必要がある。

また、市女性職員の活躍促進のため、「福岡市職員の人材育成・活性化プラン」に基づき、管理職の意識向上や女性のチャレンジ支援などの取組が行われ、総括主任級に関する数値目標はほぼ達成されたが、女性の役職者の割合は未だ十分とは言えない状況である。

今後とも、女性職員の活躍推進について、人事・人材育成・男女共同参画の所管部署が連携し、管理職の意識改革と女性職員のキャリア形成を支える体制づくりに加え、時間外勤務の縮減等、男性職員を含めた市役所全体での働き方の見直しに努めるなど一層の取組を進めていただきたい。

基本目標5：働く場において男女が対等に参画できる社会を目指します

審議会意見

就業による自立を目指す女性を支援するため、アミカスにおいて、ハローワークと連携し就職を目指す女性の支援や、働く女性のスキルアップや起業支援など様々な女性のチャレンジを支援する講座を実施するとともに、企業向け講演会を開催するなどの取組が行われ、就職や資格取得、起業の実現など一定の成果が得られた。

また、平成26年度に女性の活躍推進担当課長を新設し、女性活躍推進に取り組む体制が強化され、平成27年8月に成立した女性活躍推進法を受け、市独自に中小企業のための行動計画策定支援セミナーを開催するなど企業の取組促進も行われた。

働きたいと考える女性が働き続けるためには、男女の均等な機会と待遇が確保されるとともに、マタニティ・ハラスメントなどのない働きやすい職場環境づくりが必要である。女性職員の人材育成・管理職への登用についての企業への働きかけ、働く側のスキルアップやキャリアアップへの意識啓発を進めるとともに、非正規などの働き方を含めた働く女性への支援については、国の動きを注視しながら、福岡県やその他の自治体と連携し、補完し合うような事業を引き続き進めていただきたい。

基本目標6：地域において男女が共に支えあい、安心して暮らせる社会を目指します

審議会意見

男女共同参画が広く市民に浸透していくには、最も身近な暮らしの場である地域における取組が重要である。

しかしながら、地域における諸団体の長等への女性の就任率は、平成28年7月現在19.7%であり、女性の参画は十分とは言えない状況である。

一方で、平成23年度に創設された福岡市独自の男女共同参画週間「みんなで参画ウィーク」に合わせた取組が、各校区の男女共同参画協議会等を中心に市内のほぼすべての校区で行われている。また、アミカスにおいては、男女共同参画推進サポーターや寸劇隊の派遣、人材情報の提供などの地域の取組への支援が行われた。

さらに、地域の女性リーダー育成や地域の様々な団体役員への女性の参画を働きかけるなど、地域における女性の活躍を促進する取組が行われた。

また、地域防災の推進については、熊本地震の教訓も活かし、男女共同参画の視点に立った地域における取組がより一層重要となる。

男女共同参画が地域に浸透していくために、従来の組織の枠組を超えて、広く男女共同参画の視点をもって地域の様々な活動が展開されるよう、支援を一層充実していく必要がある。